

○売払等決議書の作成及び管理に関する取扱いについて

平成 30 年 12 月 26 日
財 理 第 4 2 8 3 号

改正 令和 6 年 2 月 6 日財理第 300 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

財務局、財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）が普通財産の売払い及び貸付けに係る契約締結を行う際に作成する決裁文書及び決裁その他契約の参考となる資料（以下「売払等決議書」という。）について、下記のとおり定めたので通知する。

また、「電子決裁移行加速化方針」（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、国有財産業務全般の電子決裁化を進めることとされているところであり、本通達では普通財産の売払い及び貸付けに関する電子決裁システムによる電子決裁の具体的な取扱いを定め、他の国有財産業務に係る決裁についても、この取扱いを踏まえ、作成及び管理するものとする。

なお、本通達による取扱いは、平成 31 年 1 月 1 日以降に起案する売払等決議書から適用するものとする。

記

1 基本方針

本通達は、普通財産の売払い及び貸付けに当たり、公文書管理法に基づく行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、財務局等において適切な文書管理を実践することを目的とする。

この目的を達成するため、売払等決議書として一体的に管理すべき書類及び調書に記載すべき内容と添付資料を明確化することとする。

2 対象範囲について

本通達は、公共随契（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 9 号及び第 21 号並びに予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号）第 5 条第 1 項第 11 号の規定による随意契約をいう。）による売払等決議書を対象として定めるものであるが、契約に至るまでの途中過程において作成する決裁文書や一般競争入札など他の管理処分手続に係る決裁文書についても、本通達の取扱いを踏まえ、適切に作成するもの

とする。

3 売払等決議書として一体的に管理すべき書類について

売払等決議書として一体的に管理すべき書類は、以下を原則とする。

- イ 国有財産総合情報管理システムから出力される様式（平成 14 年 3 月 22 日付財理第 1182 号「財務省所管普通財産に係る国有財産総合情報管理システム（台帳記録・決算機能）の実施について」通達（以下「システム通達」という。）別紙第 6 に規定する出力様式をいう。）
- ロ 契約書の案文（相手方と交わした契約書を含む。）
- ハ 調書（別紙様式 1 又は 2、添付資料）
- ニ 価格関係資料（予定価格調書、評価調書及び不動産鑑定書等の評定価格算定に関する書類）
- ホ 関係図面（位置図、測量図等の財産の特定に関する書類）
- ヘ 売払等申請書（売払等申請書、売払等申請書添付の利用計画書・事業計画書等の売払等相手方の申請に関する書類）
- ト 登記関係資料（登記嘱託書、登記嘱託請求に係る非課税証明書等の不動産登記に関する書類）
- チ 政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録（打合せ等に使用した文書、売払等相手方に通知を行った文書を含む。）

4 打合せ等の記録の作成及び保存等について

- (1) 普通財産の売払い及び貸付けに関する政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、財務省行政文書管理規則（平成 23 年財務省訓令第 10 号）及び内閣府本府行政文書管理規則（平成 23 年内閣府訓令第 10 号）に基づき、作成及び保存を行う。

なお、当該記録の作成に当たっては、正確性確保の観点から、原則として打合せ等と同席した複数の職員による確認を経た上で、可能な限り、打合せ等の相手方による確認を得るものとする。

- (2) (1)のうち、普通財産の売払い及び貸付けの内容に応じ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、調書の記載内容を裏付けるために必要な打合せ等の記録を、上記 3 のチとして管理するものとする。この場合において、当該記録に該当するかどうかについては、契約締結を行う際の決裁文書の作成時点において判断を行うものとする。

5 電子決裁等について

- (1) 売払等決議書の決裁については、電子決裁システムによる電子決裁を行うものとする。この場合において、財務局等で作成した調書（添付資料を除く。）、契約書の案文、売払等相手方への通知文書の案文、システム通達別紙第 6 に規定する出力様式（管財関

係債権発生通知書を除く。)及びその他財務局等で作成し電子ファイルを有している書類については、電子ファイルで電子決裁システムに添付するものとし、それ以外の書類については、当該書類(紙の添付書類)が電子決裁の添付書類であることを容易に判別することができる方法で調製した上で、決裁者に回付することができるものとする。その際、紙の添付書類の目録を作成した上で、電子決裁に添付するものとする。

(注)財産の特性により価格関係資料、関係図面等が同様とはならないため、決裁ごとに、添付書類の目録を作成するものとし、目録には添付資料の名称を記載すること。

- (2) 売払等決議書として一体的に管理すべき書類のうち、別々に決裁(例えば、上記3の二の価格関係資料)が行われる場合には、電子決裁システムの備考欄に先に決裁された文書の件名、文書番号を記載し、又は、当該文書が多い場合にはその一覧を作成し、電子決裁に添付するものとする。

なお、先に決裁された文書が、電子決裁システムにおいて関連文書として登録が可能な場合は、登録の上、電子決裁を行うものとする。

- (3) 売払等決議書として一体的に管理すべき書類の内容を決裁終了後に修正する必要がある場合には、財務局等が定める文書取扱規則に従って改めて決裁をとるものとする。

その際、修正する対象が紙の文書である場合は、修正後の目録、修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記載した資料を作成した上で、その電子ファイルを修正のための電子決裁に添付するものとする。

(売払)調書

調査項目		調査事項	添付資料
財産の概要	財産の台帳記載事項		<input type="checkbox"/>
	立地条件		<input type="checkbox"/>
	公法上の制限		<input type="checkbox"/> 都市計画図 <input type="checkbox"/>
	会計名 (処分依頼局)		<input type="checkbox"/> 国有財産一件別現況 明細票 <input type="checkbox"/> 処分等依頼書 <input type="checkbox"/>
	財産の取得経緯		
処理方針決定等	取得等要望		<input type="checkbox"/> 取得等要望書 <input type="checkbox"/> 審査書 <input type="checkbox"/> 本局売払承認文書 <input type="checkbox"/> 未利用国有地等の取得等要望に対する通知書 <input type="checkbox"/>
	処理方針決定		
	売払相手方の決定		
	処理方針決定後の 変更事項		
審議会	答申日		<input type="checkbox"/> 審議会議事録 <input type="checkbox"/>
	審議会の主な 発言内容及び審議 結果 (契約相手方へ 通知すべき事項)		
鑑定評価	評価条件		<input type="checkbox"/> 地下埋設物等撤去費 用算定資料 <input type="checkbox"/>
	不動産鑑定士への 提出資料		
	評価時点		
	鑑定評価額		
評定価格	評定価格		<input type="checkbox"/>
	鑑定評価額と評定価格の 相違点及びその理由		
優遇措置			<input type="checkbox"/> 適正規模計算調書 <input type="checkbox"/>

見積り合せ 実施状況	価格形成上の前提 条件の説明年月日		<input type="checkbox"/> 見積り合せ実施経過資 料 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/>
	実施年月日		
	予定価格		
	見積金額		
契約	根拠法令 適用法令等		<input type="checkbox"/>
	契約書		<input type="checkbox"/>
	特約条項		
	追加・修正事項		
延納			<input type="checkbox"/> 延納審査書 <input type="checkbox"/>
公租公課控除			<input type="checkbox"/>
印紙税 登録免許税			<input type="checkbox"/>
違約金			<input type="checkbox"/> 違約金計算調書
用途 指定	指定用途		<input type="checkbox"/>
	指定期日		
	指定期間		
契約内容の公表 (ホームページ公表時期)			<input type="checkbox"/>
売払いに至るまでの 重要な経緯・意思決定の概 要			<input type="checkbox"/>
政策立案や事務及び事業 の実施の方針等に影響を及 ぼす打合せ等の記録			<input type="checkbox"/>

本財産に係る調査		<input type="checkbox"/> 地歴調査 <input type="checkbox"/> ボーリング調査 <input type="checkbox"/> 地下埋設物調査 <input type="checkbox"/> ライフライン調査 <input type="checkbox"/> 土壌汚染調査 <input type="checkbox"/> アスベスト調査 <input type="checkbox"/>
契約相手方へ継承する資料		<input type="checkbox"/> 建物図面 <input type="checkbox"/> 境界確定協議書 <input type="checkbox"/> 越境確認書 <input type="checkbox"/> 工作物確認書 <input type="checkbox"/>
参考事項		<input type="checkbox"/> 物件調書 <input type="checkbox"/> 登録免許税算定調書 <input type="checkbox"/> 暴排関連資料 <input type="checkbox"/> 法律相談文書 <input type="checkbox"/>

注1) 本通達の趣旨に鑑み、特に必要な記載事項等が認められる場合には、当該様式以外の内容を調書に記載することを妨げるものではない。

注2) 調書の記載事項を補完するため、必要に応じ、添付資料欄に掲げるもの以外の資料を添付することができる。この場合において、添付した資料の名称を同欄に記載するものとする。

(貸付)調書

調査項目		調査事項	添付資料
財産の概要	財産の台帳記載事項		<input type="checkbox"/>
	立地条件		<input type="checkbox"/>
	公法上の制限		<input type="checkbox"/> 都市計画図 <input type="checkbox"/>
	会計名 (処分依頼局)		<input type="checkbox"/> 国有財産一件別現況 明細票 <input type="checkbox"/> 処分等依頼書 <input type="checkbox"/>
	財産の取得経緯		
処理方針決定等	取得等要望		<input type="checkbox"/> 取得等要望書 <input type="checkbox"/> 審査書 <input type="checkbox"/> 本局貸付承認文書 <input type="checkbox"/> 未利用国有地等の取得等要望に対する通知書 <input type="checkbox"/>
	処理方針決定		
	貸付相手方の決定		
	処理方針決定後の 変更事項		
審議会	答申日		<input type="checkbox"/> 審議会議事録 <input type="checkbox"/>
	審議会の主な 発言内容及び審議 結果 (契約相手方へ 通知すべき事項)		
鑑定評価	評価条件		<input type="checkbox"/> 地下埋設物等撤去費 用算定資料 <input type="checkbox"/>
	不動産鑑定士への 提出資料		
	評価時点		
	鑑定評価額		
評定価格	評定価格		<input type="checkbox"/>
	鑑定評価額と評定価 格の相違点及びその 理由		
優遇措置			<input type="checkbox"/> 適正規模計算調書 <input type="checkbox"/>

見積り 実施状況	価格形成上の前提 条件の説明年月日		<input type="checkbox"/> 見積り合せ実施経過資 料 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/>
	実施年月日		
	予定価格		
	見積金額		
契約	根拠法令 適用法令等		<input type="checkbox"/>
	契約書		<input type="checkbox"/>
	特約条項		
	追加・修正事項		
公租公課控除			<input type="checkbox"/>
印紙税 登録免許税			<input type="checkbox"/>
違約金			<input type="checkbox"/> 違約金計算調書
用途 指定	指定用途		<input type="checkbox"/>
	指定期日		
	指定期間		
契約内容の公表 (ホームページ公表時期)			<input type="checkbox"/>
貸付けに至るまでの 重要な経緯・意思決定の概 要			<input type="checkbox"/>
政策立案や事務及び事業 の実施の方針等に影響を及 ぼす打合せ等の記録			<input type="checkbox"/>

本財産に係る調査		<input type="checkbox"/> 地歴調査 <input type="checkbox"/> ボーリング調査 <input type="checkbox"/> 地下埋設物調査 <input type="checkbox"/> ライフライン調査 <input type="checkbox"/> 土壌汚染調査 <input type="checkbox"/> アスベスト調査 <input type="checkbox"/>
契約相手方へ継承する資料		<input type="checkbox"/> 建物図面 <input type="checkbox"/> 境界確定協議書 <input type="checkbox"/> 越境確認書 <input type="checkbox"/> 工作物確認書 <input type="checkbox"/>
参考事項		<input type="checkbox"/> 物件調書 <input type="checkbox"/> 暴排関連資料 <input type="checkbox"/> 法律相談文書 <input type="checkbox"/>

注1) 本通達の趣旨に鑑み、特に必要な記載事項等が認められる場合には、当該様式以外の内容を調書に記載することを妨げるものではない。

注2) 調書の記載事項を補完するため、必要に応じ、添付資料欄に掲げるもの以外の資料を添付することができる。この場合において、添付した資料の名称を同欄に記載するものとする。